

大阪府貝塚市脇浜浦の八大龍王が和泉葛城山へ勸請された理由

植野加代子

はじめに

宝暦十二年（一七六二）から慶応二年（一八六六）十月までの記録である『葛城峰宝仙山萬覚書』^①の冒頭には、

一 葛城の峰と申は、あわ島より大和国金剛二城がだけ迄の間三拾八里の惣名をいふなり。

一 此峰筋中に泉州南郡塔原村領の宝仙山と申す所を葛城山と申し伝え大阪堺奉行所え葛城山と書上物事相済来り候。泉州にて高山にて国々迄見え、紀伊国、大和、伊勢、さかい高見山、見へ申す。河内、伊賀、あふみ、山城京、津野国、はりま、あわぢ、並に四国山見え申す。

元此山は金剛童子の山なり。然所、弘法大師と、しるびん大師、といのり相、しるびん大師、まかの二字を以て雨をふらせる龍神達を、ことごとく、しばりたれば日本百日の大日でりに成ぬ。

扱弘法大師は、はんにやはらみつたと、となへ、海の龍王えきせいしたまへば、たちまちに八大龍王、泉州脇浜浦にあらわれ

出たまへぬ。其所を今にや龍王島といふなり。弘法大師扱八大龍王さまを葛城峰にうつしたまへば其まゝ天下一同に雨ふり五こく成じゆしたりぬ。今に毎年五月廿二日高野山先達於宮前天
下太平五こく成じゆの

葛城柴灯護摩供天下安全祈禱をなす。

其後、金剛童子は紀州領へ三十間斗しりぞきたまい石の小社有り。

先年泉州の支配有とゆへ共、今は紀州領ゆへ紀州の支配也。とある。葛城峰宝仙山と呼ばれている山は、紀伊と和泉の国境にあり、岸和田市塔原町の南で、西は泉佐野市の犬鳴山七宝瀧寺に接し、東は岸和田市の牛滝山大威徳寺に連なっている、和泉葛城連峰中の高峰のことをいう。現在の和泉葛城山と称すところが、かつて宝仙山と呼ばれていたのである。以下、宝仙山の山名は和泉葛城山と記すことにする。

この『葛城峰宝仙山萬覚書』は、主に和泉葛城山の八大龍王社において祭祀したことを中心に記録されている。この記録で注目したい部分が冒頭にある。それは、弘法大師が般若波羅蜜多と唱えれば、

泉州脇浜浦に八大龍王があらわれたといい、その所を龍王島といった。弘法大師がその八大龍王を葛城峰にうつした後、一同に雨が降り五穀成就したというのである。

そこで、本稿では、江戸時代中期以降に弘法大師が貝塚市脇浜浦にあらわれた八大龍王を、和泉葛城峰にうつした後、雨を降らせたということが伝承されるようになった理由を考察していきたい。

一、貝塚市脇浜の八大龍王社

最初に八大龍王があらわれたと伝えられている貝塚市脇浜から見ていくことにする。

寛政七年（一七九五）成立の『和泉名所図会』巻之四には、

龍王宮 近木崎の浦にあり。石室の社也。例祭、八月十一日。

此辺、海浜にして、風景の地なり。

朧夜や海とひとつの龍の宮 斑竹

とある。また『泉州記』（成立年未詳）の「岡部美濃守領 脇濱村」の項には

八大龍王（石小社） 海中に石鳥居燈籠等あり葛城山龍王此所より上り給ふと云ふ

とある。さらに文政二年（一八一九）に中盛彬が和泉国の伝承などを記した『加李曾米能飛登利呉止―かりそめのひとりごと―』（『和泉志』第二十二巻〜第二十六巻より）の「脇浜村の佐々木久左衛門」には、

脇浜村佐々木久左衛門家おとろえて子孫久兵衛は城主に仕へ奉りぬ。この人射術拳法の練達せり。ひよとせ夏早魃せしに君命を奉して脇浜の龍王廟に一命をさゞげ祈零し、鳴弦せしに直士の精神感格して、忽然と洪雨ふりしがほどなく身まかりぬ。（後略）

とあり、脇浜村には龍王宮や八大龍王と呼ばれる石の社があり、龍王廟とも呼ばれていたのであった。この社が、現在の高竈神社・脇浜戎大社に鎮座している八大龍王社である。なお、佐々木久左衛門は、代官莊屋三人の内の一人であった。

さらに、『貝塚市の史跡と文化財―改訂版―』⁽³⁾には、「早魃時には社前や海上で雨乞いが盛んに行われた。かつては沖合八町（約八七二m）ほどの浅瀬に竹を立て老若男女が雨乞踊りを奉納する「船雨乞い」が行われた」というのである。この「船雨乞い」のことを、高竈神社・脇浜戎大社では次のように伝えられていると教えていただいた。

脇浜村は、半農半漁の村だった。農業を行うためには、水が必要だった。また、早魃の時などには、雨乞いをするような場所でもあった。

昔は、この脇浜の沖に真水が湧く所があった。そこに八大龍王社が祀られていた。この真水が湧いている所に笹を立てて、雨乞いはそこで行われていた。先々代くらい前（明治または大正時代）までは、当社でも雨乞いをしていた。特に、船雨乞いと言って、船を真水の湧いている沖まで持って行って、鳴釜神事

を行った。鳴釜神事というのは、釜にお湯を沸かして、釜がホツと音を鳴らすという神事である。

脇浜の沖には真水が湧く所があり、そこに船を出して、鳴釜神事を行い、雨乞いをしたというのである。

また、同社のことを『和泉国寺社境内帳』（寛政年間（一七八九〜一八〇一）の脇浜村には、「龍王石小社」とし、次のようにある。

神前神社

一、妙見社 勸請年号不_レ知 除地五百廿八坪

末社 八幡 弁財天 妙見 鹿嶋明神

一、大將軍社 勸請年号不_レ知 除地廿四坪

一、龍王石小社 右同断 除地五百六十二坪（氏子之内一代廻

り持） 井垣 拝殿 華表

高竈神社は、明治五年（一

八七二）に村社とされ、明

治四〇年（一九〇七）から

大正元年（一九一三）にか

けて近隣の十三社が合祀さ

れた。この中に、延喜式内

社の神前神社や近隣の戎神

社も合祀されたのであつ

た。

現在は、高竈神社と脇浜

戎大社と両方の名があげら



高竈神社・脇浜戎大社の境内にある八大龍王社

れ、泉州地域の戎様を祀る有名な神社となっている。なお、八大龍王社は、江戸時代の地誌などにも見られるように、現在も小社である。この龍王石小社は、村の氏子によって廻り持ちされるような存在であった。しかし、明治時代になって高竈神社が脇浜村の村社となつてからは、その境内地に龍王社が祀られるようになったのであつた。それが、現在の八大龍王社である。

そこで、次に、弘法大師が脇浜村から八大龍王をうつしたという和泉葛城山に鎮座している八大龍王社は、どのような地域の人達が信仰していたのかをみていきたい。

一、和泉葛城山の八大龍王社

最初に「天保十五年（一八四四）十二月 葛城山龍王ニ付五箇荘定書」⁽⁵⁾には、次のようにある。

定

一 葛城山龍王境内之儀者五箇村厚薄無之事故、何レ之村ニ而

茂、宮本之趣意有之間敷事

一 正月松飾・御鏡餅備候事、荘内より米八升塔原村江差出、

先例之通可致取計事

一 正月朔日・六月十八日・八月廿二日之神式、尚又御参詣、

御代参之毎度御膳等仕出之儀者、先例之通、塔原村可致取

計事

一 御参詣之節御道案内之儀者、可為 御弁当所村方候、其余

之村々者境内前江御出迎ニ可罷出事

但、麓を隔候村方ニ御弁当所被 仰付候節者、村繼ニ

御案内可奉申上候

一 御参詣并御代参之節、御初穂銀者、是迄之通、塔原村ニ相
預り置、荘内支配割之節可差出事

一 右同断之節、雑用銀者、先例之通御弁当所村方江荘内より
可差出事

一 正月十八日節会之儀、先例之通、奥三ヶ村廻番ニ而、致当
家、賄料荘内より可差出事

一 六月十八日・八月廿二日御湯御神酒等者、五ヶ村廻番ニい
たし、当番村方より可持登事

一 毎年六月道掃除之事、先例通、奥三ヶ村可為廻番候、尤米
三斗宛荘内より可差出事

一 御寄附之御黒印御証文者、在来通、河合村ニ可預置事

一 同断御幕・諸道具類并荘内組合之道具向者、在来通、塔原
村江可預置事

一 同断御膳料者、撰(塔)原村ニ預り置、先規通可致取計事
一 同断茶所、接待之儀者、先規之通、五箇村廻番ニ可致取計
事

一 荘内諸帳面・諸書付類之儀者、木積村江預置、帳元為致、
先規之通可割出事

一 龍王社儀ニ付、諸願筋堺表者、五ヶ荘惣社塔原村葛城山八
大龍王と相認、五ヶ村神主共連印、同惣代塔原村庄屋并四

ヶ村之内役人老人致加印、可願出候、京師表普請願ニ付、
願面并大工・村役人印形之儀者、可為先例候

御地頭表者、先規之通、五ヶ荘惣社惣社(衍)葛城山八大龍
王と相認、五箇村役人共連印ニ而可願出事

一 願・礼踊順之儀者、先例之通、塔原村踊初メ、相川村・蕎
原村・河合村・木積村と次第二可踊候、

尤河合村踊初候ハ、奥三ヶ村方木戸相固メ、木積村花負
之者下り候迄、登山之者老人も為致下山間敷事

一 龍王賽物者、先規之通、神主并茶所当番之者江可致配分事
右者任文祿以来之旧記、近世之習例・規則被定置上者、五

箇村聊以甲乙無之候条、不拘地所之有無、可為一体者也、
向後若違背之族於有之者、屹度、可被及御沙汰旨、被 仰

出処也、仍而執達如件
(天保十五年甲辰十二月)

岡部三太左衛門 ㊦ 花押
浅野清左衛門 ㊦ 花押

五箇荘之内
塔原村江

この記載の五箇(ヶ)村や五箇(ヶ)荘とは、岸和田市塔原・相
川・河合の三ヶ村と貝塚市木積・蕎原の二ヶ村のことをいい、和泉
葛城山の八大龍王社を共同祭祀した村であった。

塔原村は、当初、五ヶ村の村でも代表の村であったようであるが、
「葛城山龍王境内之儀者五箇村厚薄無之事故」とあり、「宮本之趣

意有之間敷事」とあるので、たて前ではどの村も平等であることを主張している。なお、「はじめに」であげた史料『葛城峰宝仙山萬覚書』を記した石貝庄左衛門やその子堀田庄左衛門は、塔原村の庄屋であった。



和泉葛城山にある八大龍王社

このことと関わりあるかどうかかわからないが、岸和田市塔原町では、一時途絶えていた雨乞いのための踊りである「葛城踊り」が八月十四日



葛城踊り（弥勒寺境内 2013/8/14）

に弥勒寺境内で行われ、大阪府の無形民俗文化財に指定されている。さらに、塔原では、現在も和泉葛城山八大龍王社の「おたましの鏡」を二軒一組となり、村中全軒が輪番で預っている。この代表の家のことを、神主と呼称している。塔原では、三十五軒くらいあるので、十七、十八年に一回神主がまわってくるという（堀田博一様

昭和三十一年生）。

また、五ヶ荘の村々では、藩主や藩主代参の際の役割負担である、お膳の支度、道案内、弁当の準備などをしていくことから、八大龍王の共同祭祀のみならず、岸和田藩から参詣があつた折にはお世話をするような役割もあつたのである。⁶⁾

現在、五ヶ荘で続いていることは、七月、八月、九月に町会長や役員が和泉葛城山に参拝していることである。その他、五ヶ荘の寄合が年に一回二月頃に実施されるという（堀田博一様 昭和三十一年生）。

また、和泉葛城山への登山口のひとつがあり、五ヶ荘のひとつである「蕃原」には次のような伝承が『和泉名所図会』（寛政七年（一七九五）成立）巻之三にある。

石宝殿 蕃麦原村より十町許山上にあり。牛滝山より三十一町なり。土人、こゝを葛城山といふ。葛城は大和国也。これよ



同右



享保十四年に五ヶ荘中で寄進した手水鉢

り八里許東也。〔峯中記〕云、当山蕎麦原の宮は、天神、八幡、八大金剛童子、仏僧の滝、行者の護摩所あり。不動は行者の作也。下の道の衢に、石像の地藏あり。奥に三重の滝あり。又、廿町麓に滝あり。石に梵字を鐫る。即、行者の筆跡跡とそ。但諺曰、岸和田の城主、国初のとき、此山に遊獵し、白鹿を獲る。其時、雷鳴震動して、士卒大に恐れ、山下に趨る。其後、城主より石室をいとなみて、葛城山一言主神を勧請す。これより、土人、葛城山、或は石宝殿と口称す。

とあり、岸和田藩主が和泉葛城山で白鹿を狩猟した時に、雷鳴したことにより、此の山を恐れ、石室をつくり祀ったというのである。雷が鳴ったとあることから、雨と関わりを主張しながらも、葛城山に石室を造り、祀った理由としているのである。

そうすると、これ以降、和泉葛城山は岸和田藩主も信仰するような山になっていったのであろう。

三、大旱魃年の和泉葛城山での雨乞い(別表 参照)

嘉永六年(一八五三)大旱魃の年の雨乞いの様子を『葛城峰宝仙山萬覚書』(別表)から見ていくことにする。

ここで、注目することは、雨乞いは五ヶ荘の相談により決めるのではなく、藩主より命令のあった時に、雨乞いを実施することである(七月三日)。藩命とはいいいながらも、その信心の度合いによって、雨の降る量が異なるというのである(七月十日)。

そして、和泉葛城山の八大龍王だけではなく、土生滝村の雨降明神(延喜式内社 意賀美神社)へも、さらに雨降り祈願するためか、餅を奉獻しているのである(八月四日)。なお、雨降明神境内には、津田川⁽⁸⁾が流れており、その本流に「雨降りの滝」と称する滝が存在するのである。

以上のように、和泉葛城山の八大龍王で雨乞いしても雨が降らない場合は、土生滝村の雨降明神(意賀美神社)に協力を要請したのであった。



雨降りの滝(意賀美神社境内)

四、脇浜と和泉葛城山の八大龍王社

五ヶ荘の一ヶ村である木積に残る「木積共有記録」⁽⁹⁾の寛政六年(一七九四)の記録には、

寛政六年

一、扨段々と打続テ之日照ニ付、七月廿九日五ヶ庄岸和田へ罷出、清八方ニ而相談いたし、八月朔日方五日之間五ヶ庄村々神主老人ツツ並ニ役人老人ツツ葛城山ニ而朝五ツ時揃ひ之積ニ而上下着用いたし候而、五ツ時方八ツ時迄神前ニ而相籠り可申答ニ相決し申候、右之段則岸和田早木庄右衛門様方へ御訴

奉_二申上_一置候然ル処、弥朔日方雨請いたし候処、朔日之昼之七ツ時分より半時斗り雨ふり、又翌二日昼之九ツ過方ふり出し半時程もふり申候二付、岸和田表へ右之段御届ケ申上置候、雨請も二日切二引き申候、七日木積村ニ而本踊り之相談いたし候、八月十六日御鬮シ上ケ申候、いよいよ十六日也、御奉行様申様ハ木積村始メ也

一、八月五日御代官役所へ御召ニ而罷出候処、雨請願札之義先例之通ニいたし候様ニと五ヶ庄へ被_二仰付_一候八月六日中与左衛門様葛城山へ金三百疋御持参ニ而御代参御社参被_レ成候以上今年雨請踊り葛城山へ十度のぼり申候、御上様へ踊飯米御敷申上候、先ニ五ヶ庄へ米ノ御手形七石被_二成下_一候、則三ツ割ニいたし遣ス

又々日てりニ相成候付

上下拾人、法印とも也、山へ登り御人数

岸和田千手院へ雨乞被_二仰付_一候、八月十一日方十五迄日数五日之間被_二仰付_一候、依_レ之村々御国中之雨乞は延引候様ニと廻状相廻り申候、十二日七ツ過方曇天ニ相成り則今日御郡代坂井加左衛門様為_二御代参_一金百疋御持参ニ而御参詣被_レ成候十五日為_二御代参_一久野三郎兵衛様御参詣被_レ遊、尤金百疋、十五日迄雨ふり申候、又々十六日より廿日迄五日之雨乞千手院被_二仰付_一候、十八日御代参堀郷勝右衛門様、十七日之夜ル雨ふり申候、十八日ニも少分ふり申候、十九日雨ふり申候、廿日ニ八国一同ニ雨ふり申候二付、御歛申候而岸千手院ニも廿日

九ツ前二山ヲもさかり申候、夫方段々日々雨ふり申候

一、今年ハ大旱損しニ付

御殿様ニも脇浜龍王江日々之御参詣可_レ被_レ遊候、依_レ之御郡代様御地方様御代官様御山方様ニも日々御詣被_レ成候

とある。寛政六年（一七九四）は、非常に早魃が続いたようである。御殿様にも脇浜龍王へ日々の参詣を懇願しているのである。

そうすると、和泉葛城山の八大龍王への参詣や雨乞い踊りなどで祈願が成就した後でも、早魃がひどい年には、藩主（御殿様）をはじめとした人達は、脇浜浦の八大龍王へ日々の雨乞のための参詣をしたのであつた。

そこで、次に、和泉葛城山を源流とする河川とこのような祭祀場所がどのように関係するかを見ていきたい。

五、和泉葛城山を發する水系と雨乞いの信仰

和泉葛城山を源流とする河川には、近木川と津田川が存在する。拙稿「津田川を考える——行基の開発と近木川との関わりの中で——」⁽¹⁰⁾では、古代、近木川沿いに行基伝承が存在することから、近木川は行基集団によつて開発されたところであり、津田川沿いであれば、秦氏と関わりのある遺跡があることから、秦氏と関わりのある人達によつて開発されたことを述べた。したがつて、それぞれの河川に水利権が存在したのではないかということ論じた。

この近木川や津田川の両河川は、和泉葛城山を發し、大阪湾に注

ぐ河川である。このことと関わりが深いように考えられる。

それは、和泉葛城山の西に位置する犬鳴山、和泉葛城山の東に位置する牛滝山においても雨乞が行われていたのであったからである。この地域は、溜池が多いことでも知られていることから、水に対する祈願が特に強かったのではなからうか。

それでは、具体的に八大龍王が勧請された和泉葛城山を源とした近木川及び津田川沿いに、雨乞いとかかわりのある八大龍王などが祭祀されているかどうか見ていきたい。

まず、最初に、河口に八大龍王（龍王廟、龍王宮）が祭祀されている近木川沿いの上流からみていくことにする。

『和泉名所図会』巻之三「木積観音」には、
木積村にあり。行基菩薩、畿内に四十九院を建給ふ時、其材木を和泉国木嶋の杣山より出す。当境は其木を積置く所也。此ゆへに、木積といふ。観音寺に、行基みづから作り給ふ観世音を安す。

とある。この観音寺のお堂は釘を一本も使っていないことから、通称「釘無堂（孝恩寺）」と呼称され、国宝に指定されている。この孝恩寺の収蔵庫内には、平安時代作の水の神である八大龍王の⁽¹¹⁾一柱である跋難陀龍王像や難陀龍王像⁽¹²⁾といった重要文化財がある。このお堂の真下を、和泉葛城山源流の近木川が流れているのである。

さらに、近木川中流に、高城山を源流とする柵谷川と合流する地点がある。そこには、龍谷山水間寺が創建されている。水間寺では毎年七月十八日に「井堰祭」が行われている。大越勝秋氏の調査⁽¹³⁾に

よれば、

毎年七月十八日、水間寺上座では、住職・寺僧たちが水間寺金堂で勤行を行い、五本の御幣に祈禱をなす。柵谷川にかかる通天橋上に机を出し、住職・寺僧らが整列し、五本の御幣・山海の幸を豊かにそなえ、祈禱をなし、四ヶ所の井堰と、水間寺の裏山にまつる雨の神、八大龍王にそれぞれ一本づつ御幣を当番の寺僧がお供えし、今年も水の出が順調であることを祈願し、さらに豊作であることを願って厳肅にとり行われるのである。

とされている。「井堰祭」の際に、四ヶ所の井堰だけではなく、裏山にまつる雨の神である八大龍王にも水の出を祈願するというのである。元禄七年（一六九四）六月に作成された水間寺の境内図「泉州岸和田領南部龍谷山水間寺境内并山林之事」（絵図）にも「経岡八大龍王」という八大龍王が祀られていることがわかる。この八大龍王社は、現在、柵谷川の河沿いに祀られているが、いつ頃から祀られているかはわからないという。さらに、大越勝秋氏の調査⁽¹⁴⁾によれば、

水間寺は、近木川の上流齋原川と柵谷川とが合流する地に建てられている。柵谷川即ち水間寺裏口には、木島の西井堰、小久保西井堰があり、齋原川即ち水間寺前面には木島の本井堰と小久保本井堰と合計四ヶ所に井堰が設けられ、木島水系、近木庄水系の取水口となっている。

せきとめられた水は、一つは近木庄水系によって、行基が築いたと伝えられる永寿池に貯えられ、さらに橋本、堤、王子、

窪田方面の池に移されそれぞれの水田に灌漑される。

一方木島の本井堰、西井堰の二本の幹線水路から、木島水系を通じて木島地区の数多くの用水池に貯えられ、さらに岸和田市の流木、極楽寺、畑方面の水田に灌漑されている。

というのである。そうすると、水間寺は近木川の水系と和泉葛城山（木島水系）の水系の分かれているところでもあった。

また、津田川沿いには、「三、大旱魃年の和泉葛城山での雨乞いで、「雨降明神」とあるように現在の意賀美神社で雨乞いをしているのである。さらに、上流の神於寺の「神於寺縁起」の第五段には、二人の龍神をは金堂の東西に住せしむ、まつ一人ハ東の尾にこれあり、竜の尾の宝殿これなり、又、当山のいぬみのすみに一のたきあり、赤日しきりにてらし、青苗たちまちにかるゝ時、最勝王経を講すれば天雨をくたして旱土をうるをす、かるかゆへに雨降のたきとなつく、あめふらんとする時は、りうのをよりこのたきに雲かならずたなひきたるぬのをひけるすかたにいたり、かるかゆへにぬのひきのやまといふ、雷電又なりわたる、かるかゆへに神なりの山となつく、

とある。つき従っていた龍神のうち、一人を東の尾に祀った。もう一人を北西の隅に祀り、龍神の功德によって雨を降らせるので、雨降の滝と名付けられたというのである。

そして、『泉州志』（元禄十三年＝一七〇〇）巻四の「布引山神於寺」には、

布引山神於寺 本尊観音 天台宗

役ノ行者開創之後百済国ノ沙門光忍再興之地也 今坊舎十餘戸在リ矣法螺一口為^二当寺第一ノ什具ト^一也 縁起山ノ上ニ有^二神社^一 社僧ノ説ニ曰フ^二宝勝権現ト^一 余按延喜神名帳ニ所謂ル和泉ノ郡意賀美ノ神社歟神於寺者即此ノ社ノ神宮寺也凡ソ此ノ山之絶勝タル也（後略）

とあり、神於寺は雨降明神（意賀美神社）の神宮寺であったことから、この縁起中の

「雨降の滝」

は雨降明神（意賀美神社）のこと

とはなかるうかと考えられる。

以上のように、近木川水系の上流・中流・河口で八大龍王が祀られているのである。そして、葛城山の雨水は、近木川や津田川などを通じて流れ、河口に達することからも、「はじめに」で述べたように、脇浜の八大龍王が、同じ水系上流の和泉葛城山に祀られたものと考えられる。

それでは次に、和泉葛城山を源とする近木川や津田川において、なぜ八大龍王が祭祀されるに至ったのかを考えたい。



神於寺境内

六、行基と龍神信仰

まず、最初に、鎌倉初期以前に成立したと考えられる『諸山縁起』⁽¹⁶⁾には、

四十八 龍の宿、龍の多輪（人記品第九。一千二百三十七字なり。行基の堂所は多輪に四あり。閻伽の井あり。出世の法文、出世の宝あり。口伝あり。）

とあり、和泉葛城山の八大龍王の地は、鎌倉初期にはすでに、葛城修験路であり「龍の宿、龍の多輪」と呼ばれていたことがわかる。

そして、「龍の多輪」は行基の堂所となす所であった。しかし、嘉永三年（一八五〇）成立の『葛嶺雜記』の「嶺の龍王」には、

嶺の龍王 同国同郡（泉南郡）同嶺（岸和田藩領）塔原村の嶺に有、五ヶ村の氏神といふ

本社八大龍王晴雨にかゝはらず此高ねに氏子の輩日供を運び奉る。

とあり、五ヶ村の氏神で、八大龍王に晴雨にかかわらず毎日お供えをするというのである。江戸末期には、すでに和泉葛城山は八大龍王の鎮座するところであり、「龍の宿、龍の多輪」などと言われなくなり、行基との関わりも記されなくなってきた。

そこで、近木川と津田川に行基伝承の地と龍神との関わりを次にみていきたい。

(1) 近木川水系

近木川水系において、行基とかかわりのある場所は、釘無堂（孝恩寺）の観世音、龍谷山水間寺の開基伝承、永寿池の造成、河口の神前の船息である。その内、行基と龍神がかかわる伝承として『和泉名所図会』卷之三には、

龍谷山水間寺 水間村にあり。水間川の水源は二流あり。一つは、大川村の東より出て大川といふ。一は、蕎麦原村より出て蕎麦原川といふ。俱に水間に至り、相合ふて水間川といふ。二流の中間にあれば、水間といふ。

本尊正観音赤梅檀。長、四寸。天竺文殊菩薩の作。むかし、天平十六年、聖武天皇、靈夢を感じ給ひ、行基に当山を見せしめ給ふに、滝の本より龍神頭れ、忽、老翁と化し語つて曰、こゝに、天竺靈鷲山の靈仏文殊の作り給ふ観世音の尊像あり。これを帝に上り、仏閣を営給は、国家長久ならんと告る。行基、即、此よしを奏し、霊場を建営し給ふ。（後略）

とあり、滝から頭れた龍神が老翁となり行基に寺を開基するように告げたのであった。水間寺は龍神を地神（鎮守神）とする寺であり行基に始まると伝えている。

それでは、もう一方の津田川水系はどのようであったのであろうか。

(2) 津田川水系

一方、津田川水系にある神於寺の「神於寺縁起」⁽¹⁷⁾の第七段には、

（前略）

しかるに行基菩薩濟度利生のあまり、神龜二年きのとのうし 当山の北

のふもとに一の大池をつき給くめたのいけ、その時天衆白人となりてちからをあハせ、地神黄牛と変してこゝろをなしくす、しかのみならず善哉童子ハはこふに鷲峯山のつちをもてし、大聖老人ハくわうるに清涼山のいさこをもちてす、しかりといふとも風雨時を違、水便なかれほそきあいた、はるの天に用水たゝへかたく、なつの日に池溝かはきやすし、これによりて菩薩当山によちのほりて祈請しての給く、それいけはこれ人倫のいのち国家のかたちなり、ねかハくハとしく、竜神をしていけに通せしめ、よりく霖雨をして国にそゝかしめ給へ、ちなみに八不正觀をこらいしかは、覺母三衣のたもとに現し、五字真言を誦せしかは、獅子一步のあひたにあらはる、(後略)

とある。神龜二年(七二五)に行基菩薩が、神於山の麓に久米田池を造つたが、水便がわるかつたので、神於山の龍神に祈つたところ、獅子が現れたというのである。その後、寺院は荒廢していつたのであつた。

また、津田川上流には次のような堰がある。

諸兄堰といへるは津田川の上流にあり。捨石の如き石数個にて堰止め、両方に分水せるものにして、數百年を過ぐるも曾て緩みしことなく、傳へて橋諸兄の為せし所なりといふ。⁽¹⁸⁾

とあり、橋諸兄の名がついた堰が設けられているというのである。なお、先の久米田池は聖武天皇が行基と橋諸兄に命じて築造された池と伝えられている。

貝塚と岸和田の境を流れ出る津田川の水源ともいふべき神於山

の神に雨を祈つたのであつた。

七、五ヶ荘の耕作と産物

最後に、近木川水系と津田川水系の水源となる和泉葛城山の八大龍王を祭祀している五ヶ荘とは、どんな村であろうかみていきたい。元禄初年(一六八八)成立と考えられる『泉州志補遺』には、以下のように記されている。

岡部美濃守様知行所

南郡 五ヶ庄 河合村

一 高三百貳拾五石六斗六升老合

『庄屋 菊右エ門』

内 山・茶年貢八石壹斗貳升四合共

外高拾九石五斗七合 新開発畠

一 稲は(ちんこわせ)中稲(大川・みやこほせ)晚稲(すくばり)五月節より十七・八日過ぎ四・五日の間に植付る。

立毛は秋の彼岸より九月中迄刈り入れる。

一 水は井池がゝり 木わたなし

一 麦は大麦(やはす・はだかちんこ)小麦少し 内 菜種壹分程作る、秋の土用過蒔明ける。五月節迄に刈り入れ

一 蕎麦・大豆・たばこ・芋作る。

一 柴・渋柿・好類有り。『柴・木・竹材・好類あり。』

一 九頭神村・西出村・船渡村・白原村等は河合村の内也

岡部美濃守様御知行所

南郡 五ヶ庄 相川村

一 高百七拾石三斗老合 『庄屋 弥右衛門』

但し内四石三升八合 山・茶・年貢共

外高老石三斗五升三合 新開田

耕作物・水がより・河合村同断

一 茶・柿・柴・好類有り。『木綿なし渋あり』

岡部美濃守様御知行所

南郡 五ヶ庄 塔原村

一 高百五拾老石五斗九升三合

『庄屋 庄左エ門』

但し四石六升式合 炭・茶・山年貢

外高拾五石式斗式升式合 新開田畠

耕作物・水がより相川村同断

一 茶・渋・柴・割木・炭・好類・柿あり。『葛城山へ是村より登る』

岡部美濃守様御知行所

南郡 五ヶ庄 藩原村

一 高式百四拾五石三斗式升老合

『庄屋 弥右エ門』

内七石七斗七升二合 但炭・山・茶年貢共

外高四石八斗四升三合 新開田畠

耕作物・水がより・塔原村同断

一 炭・茶・柴・割木・渋柿好類有り。

岡部美濃守様御知行所

南郡 五ヶ庄 木積村

一 高六百四拾五石五斗三升八合

『庄屋 勘兵衛』

内拾參石六斗八升老合 但し茶・山年貢共

外高式拾老石三斗 新開田畑

耕作物・水がより・河合村同断・木わた三分・茶・柴・割木・渋柿『たばこ名物也』

『右五ヶの庄山より柴・薪・竹・木・果物類毎日貝塚・岸和田へ売出す。此谷内は凡そ壹里半程あり。』

一 片山村・下出村・南山村・脇出村・男内畑村・上出村・小

原出村・右木積村高の内也

五ヶ荘で共通しているものは、稲や茶などの耕作物である。その他の産物としては、柴・割木もしくは炭である。いずれも、木を原料としたものとなる。

現に、塔原村の藤原正己さん（昭和七年生）のお話では、

杉・松・檜などを、山から伐り倒して、岸和田の土生や阿間河

滝または熊取の五門まで、牛車で運んで行った。しかし、この

ような材木よりも、柴・割木・枝などを売って生活をしていた。

六十年くらい前は、柴は一束百円だった。塔原には炭（堅炭）

を焼いていた人もいて、炭俵三貫目を三百円で売っていた。

とあり、戦後までは、木を売って生活の糧としていたことがわかる。

『泉州志補遺』にも「右五ヶの庄山より柴・薪・竹・木・果物類毎日貝塚・岸和田へ売出す」とあることから、貝塚や岸和田の町では、この辺りの木を燃料として使っていたことがわかる。

また、同村（塔原村）の堀田博一さん（昭和三十一年生）のお話

では、

田圃には、年貢米と自分の家で食べる分くらいの米しか作らなかったという。

村には塔原村と同じくらいの広さの田圃があり、そこを、「上平」

（「ウワダラ」「ウエダイラ」と呼んでいた。昔、お殿様が、その米を食べたのでそう呼んだという。

「上平」と呼ばれる田圃は、村より高い所にあり、その

部分のみが、平地である。一番山手には、溜池がある。さらに、同氏は「山からひいている水さえ涸れなかったら、田圃を耕作する水は、十分足りたという」のである。なお、堀田氏のお父様は、材木



塔原村で薪・割木などを軒先に積んでいる家々 (2013年撮影)

業を営んでいたという。

したがって、この周辺少なくとも塔原村では、近年まで、木を売って生活を営んでいた人がいたことがわかる。

おわりに

これまで見てきたように、『葛城峰宝仙山萬覚書』には、

扱弘法大師は、はんにやはらみつたと、となへ、海の龍王えきせいしたまへぬ、たちまちに八大龍王、泉州脇浜浦にあらわれ出たまへぬ。其所を今にや龍王島といふなり。弘法大師扱八大龍王さまを葛城峰にうつしたまへば其まゝ天下一同に雨ふり五こく成じゆしたりぬ。

とあり、弘法大師が海の龍王へ祈請すると、八大龍王が泉州脇浜浦にあらわれた。その所を龍王島といった。この八大龍王を葛城峰にうつすと、天下一同に雨が降り五穀成就したというのであった。脇浜の八大龍王は岸和田藩内の雨をもたらす神として信仰されたのである。

これと類似した伝承が、先にあげた、「神於寺縁起」の第四段にある。

こゝに新羅の神人はるかに大廈の成功をかゝみ、行者の誓約をかへりみて、影向をりをへ新発儀をもよをす、すなはち雷電神となりて、なかく新羅の故宮を辞していそいで古仙の旧居におもむく、龍神を左右にめしくし、式神を前後にあいしたかふ、

時に風雲天にみち、雷電くにをひゝかす、ついに泉州南のこをり麻生の北のうらはむさきの松にいたりぬ、微月やうやくあハちしまにかたふき、明星しはしかつらきのみねにいつるとき、行法振鈴のひゝきはるかにきしうつなみにこたへ、般若転読のこ多かすかに松ふくかせにかよふ、時に行者朦々たる月のまへに般若の妙偈を誦し、颯々たるあらしのそらに秘密の神咒を誦する時、雷音はるかに海上にふるい、電光ちかく山林をかゝやかす、凡^{おほよそ}権現飛来の瑞相、行者経行の指南、互^{マデ}為にこれをかゝみ両方これを察す、しかるあいた雷神式神をもちて案内をへ、行者は鬼神をもちて勸請をいたす、そのあくるあした、

かのうらのまつをたちて、この峯にうつる、たかいに拝謁してもに感悦す、たゞし社壇いまたまうけさるあいた、しはらく客神を寺内にすへたてまつる、よて寺号を神於寺とあらたむ、

この縁起では、新羅の神人は、役行者との誓約を重んじて日本にその姿をあらわされた。龍神・式神を左右前後に従わせ、雷電にみちびかれ、泉州南の郡の麻生の北の浦、はもさきの松に降臨した。そして、役行者は鬼神をもつて新羅の神人を勸請した。するとその翌日、神人はこの峯（神於峰）に移り、役行者と対面したというのである。つまり、新羅の神人は、津田川の河口のはもさき（津田浦）から上流の方の神於寺まで飛来したというのである。これは、神於寺から津田川の河尻に至るまで、神於寺の勢力が及んだ地域であると考えられる。

このように、近木川であれば水間寺より下流の地域、津田川であ

れば神於寺より下流の地域が奈良時代頃から開発され、両河川の下流に至るまでその勢力が及んでいたことになる。したがって、岸和田藩は、両河川の水源である和泉葛城山へ「石宝殿」をつくり、地元脇浜の八大龍王を和泉葛城山に勸請することで、その下流にある水間寺や神於寺を含む範囲をも統轄することができたのであろう。そのため、五ヶ荘へは、雨乞い踊りをするという、特権のようなものを与え、岸和田や貝塚の町へも柴・割木・炭などを売りに行くことができたのではなからうか。

〔註〕

- (1) 『葛城峰宝仙山萬覚書』（岸和田市教育委員会発行、一九六七年刊）。この記録は、一番帳と二番帳に分かれている。なお、一番帳は、石貝庄左衛門が『葛城峰宝仙山萬覚帳』（宝曆十二年（一七六二）〜文政六年（一八二二）十一月）を記し、二番帳はその子堀田庄左衛門が『葛城宝仙山之事』（文政六年（一八二二）十二月から慶応二年（一八六六）十一月まで）記した記録である。

- (2) 佐々木久佐衛門は、代官荘屋三人の内の一人であったことは、『加季曾米能飛登利吳止』（『拾遺泉州志』より）の「八人荘屋と六人支配の村々」に、

郷士代官三人 中左近、中左衛門尉、新川三郎右衛門
代官荘屋三人 岸和田村 久左衛門 今之岸六右衛門
土生村 荘右衛門 小門氏今子孫無

脇浜村 久左衛門 佐々木氏子孫仕藩号是

佐久

筆頭莊屋二人 佐野村 十郎大夫 同村 久左衛門

とある。また、同史料より佐々木久左衛門の支配村は、「脇浜村」とあり現在の貝塚市の海岸部であることがわかる。

(3) 『大阪府神社名鑑』（編集兼発行 大阪府神道青年会、一九七二年一月刊）の「三三二 高籠神社」には、

古来雨の神として崇敬され、早ばつの年に雨を祈れば靈験があると伝えられ、地頭は代参させて之を祈り、里民は社前に詣で、且つ当社より海上八丁許を隔てた浅洲に竹を立てて、老若男女打集い踊りをして雨を祈った。

浅洲に淡水を湛えた井戸があつて、龍王の雨つぼと称して、今も神跡を犯すものがない。祈って雨が降った後に、地頭は拝殿を改造し、里民は神前にて踊りをして、報賽するのを例としたと云う。

とあり、浅洲に淡水の井戸があり、龍王の雨つぼと呼ばれていた。

(4) 『葛城峰宝仙山萬覚書』には、正保二年（一六四五）に、岸和田藩家老の中与左衛門尉次俊が和泉葛城山に燈籠を寄進したことが記されている。

奉寄進

八大龍王

岡部美濃守内

中 与左衛門尉次俊

正保二乙酉年五月吉日

御社の内如此

(5) 「天保十五年（一八四四）十二月 葛城山龍王ニ付五箇荘定書」（『岸和田市史 第七巻史料編Ⅱ 昭和五十四年三月刊』）。

(6) 河合村の神於寺前ご住職様（藤枝徹海氏 大正三年生）のお話によれば、河合村から雨乞に行く場合は、和泉葛城山の八大龍王の石宝殿にお参りしたという。他の村と一緒に行くのではなく、それぞれの村で雨乞に行った。雨乞の時には、住職も一緒に行ったことがある。特に、河合村では神於寺で雨乞をされることはなかった。

『葛城峰宝仙山萬覚書』の解説（出口神暁著）には、「寛文七年（一六六七）に城主行隆は社料として、貝塚市木積字下河原にある新田五反歩を寄進し、又、年貢やその他の諸役なども免除し、参道の修築、鳥居や石灯籠、宝きょう印塔なども奉納し、藩主自からも登山参拝したことは文政より嘉永に至るまでの間にさへ十九回の多きに及んでいる。又、藩士や庶民の中にも「月詣り」と称し毎月参拝する者もあり、藩主も文化十三年（一八一六）以後は毎年代参三度、神饌神酒料金三両を奉納することを定めていて、歴代の藩主や藩士たちからも深く尊敬された」ことが記載されている。

(7) 「蕃原の石宝殿」には、

蕃原村（蕃原）に石宝殿と呼ぶる石室があつた。昔、岸和田城

主が遊獵したおり、ここで白鹿を発見、神の使いだと家臣たちが制止したが射止める。突如雷鳴震動したため大いに恐れ逃走するが、城主は悔いて石室を営み、葛城山一言主神を勧請する。これが石宝殿の起こりという。(三善貞司編著『大阪伝承地誌集成』清文堂出版、平成二十年五月刊)。

(8) 延喜式内社である意賀美神社の境内の中心を津田川が流れており、現在、意賀美橋という名の橋が架けられている。

(9) 「木積共有記録」(『貝塚市史』第二巻各説 昭和三十二年三月刊)。

(10) 植野加代子著『秦氏と妙見信仰』(岩田書院、平成二十二年二月刊)。

(11) 八大龍王は『法華経』の聴聞の会座に列席した龍王で、護法の善神とされる。難陀(なんだ)、跋難陀(ばつなんだ)、沙迦羅(しゃから)、和修吉(わしゅきつ)、徳又迦(とくしゅか)、阿那婆達多(あなばだつた)、摩那斯(まなし)、優鉢羅(うはつら)の八王。古代インドのナーガ信仰が仏教に取り入れられたもので、仏典では甘雨を降らせ、植物を育むと説く。そのため密教では、八大龍王を対象に請雨・止雨の祈祷が盛んに行われた。「雨もたれ、龍王」といった雨乞いの唱え言が、全国に分布している。(『日本歴史大事典』小学館、二〇〇七年刊より)

(12) 孝恩寺 難陀龍王像



(13) 『大阪府貝塚市水間寺の寺座』(水間寺発行、一九八一年発行)。

(14) 『大阪府貝塚市水間寺の寺座』註(13)前掲書。

(15) 泉佐野市にも意賀美神社が鎮座しており、雨乞いが行われていたという。また、近隣には、雨山もあり、現在も、雨乞いに行った記憶があるというお話を伺うことができる。

和泉葛城山の東には、犬鳴山七宝瀧寺があり、そこでも雨乞いが行われていたことが『政基公旅引付』の文亀元年(一五〇一)七月二十日条に次のように記されている。

犬鳴山七宝瀧寺之寺僧等

廿日 丙 晴、近日依炎干、從今日於瀧宮社頭有請雨之儀、

地下沙汰之、三ヶ日之中ニ必有甘雨也、若不降者於七宝瀧

沙汰之、其猶不叶時者於不動明王之堂沙汰之、其後猶不降

者於件滝壺へ入不浄之物鹿之骨或頭 三ヶ日以後ハ 風情物云々、必無不降事云々 四村之地下衆

令沙汰。也云々

ここには、大木の瀧宮(火走神社)での請雨祈願、それでも雨が降らなければ七宝瀧での祈願、それでも雨が降らなければ

不動明王の御堂で祈願をし、それでも雨が降らない場合は滝壺に鹿の骨など不浄物を投げ込み、雨乞いをしたことが見られる。

(16) 日本思想大系二十『寺社縁起』(岩波書店、一九七五年十二月刊) 所収。

(17) 『岸和田市史』第六卷 史料編Ⅰ(岸和田市、一九七六年三月刊)。

(18) 『大阪府全志』大字河合、七七三頁。

(19) 元禄元年(一六八八年)に成立した『江戸時代に於ける和泉地方の農事調査書』(『和泉志』第三二〜三五合併号、和泉文化研究会、一九六七年一月刊)の南郡津田村の「鱧崎松」という項には、

一 鱧崎松 神於寺の宝勝権現海中より鱧に乗りて此所へ出現す。其より神於寺へ飛び行き給うと言う。

とあり、津田村に鱧崎松の伝承があったことがわかる。

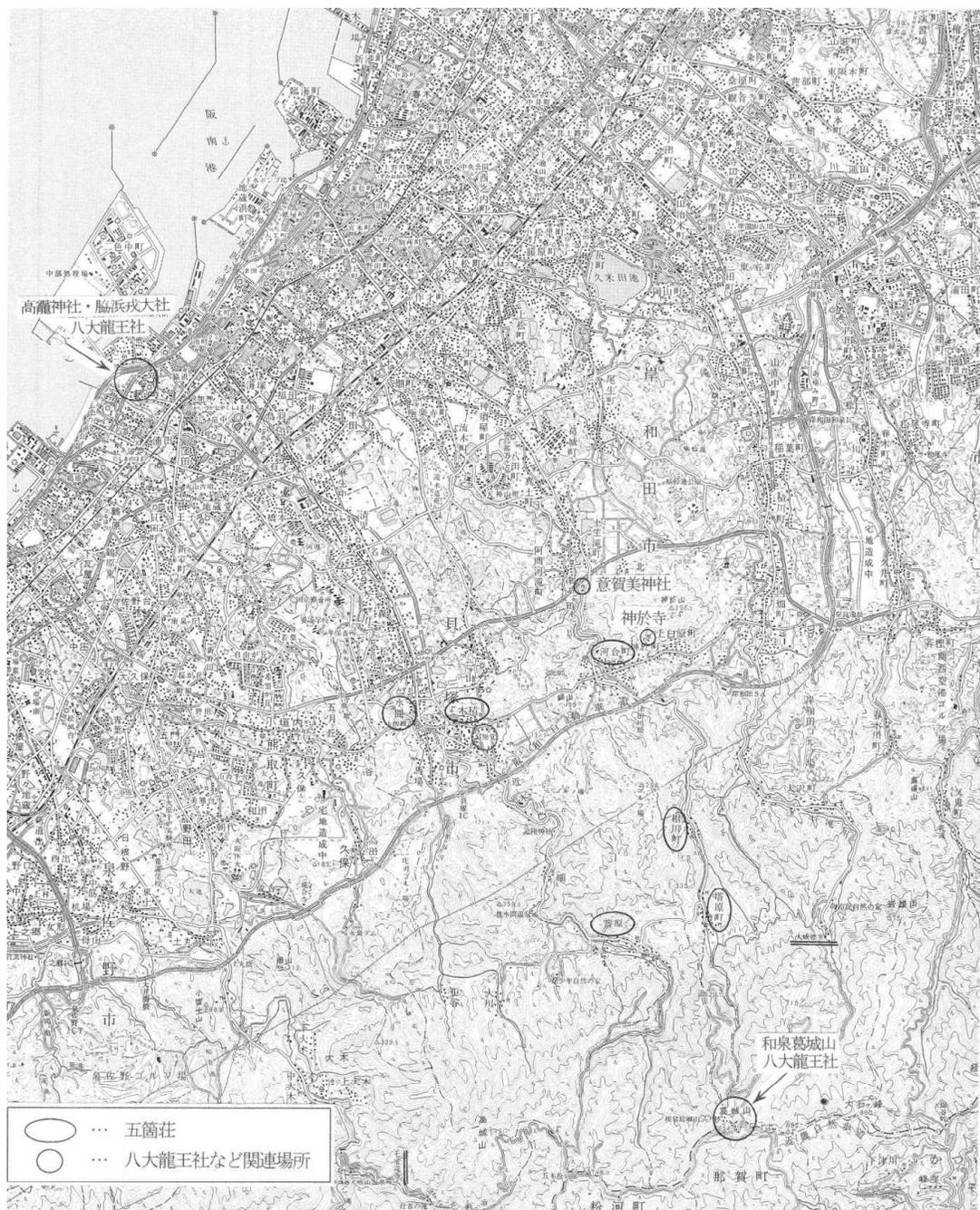
(20) 高麗神社の方のお話によると、脇浜村には、この辺りであった魚介物を天皇家に寄進されていた家があり、まだその子孫の方がおられるという。その方は、岸和田藩の岡部氏よりも官位が高かったと言われている。(近木荘 網曳御厨)

【附記】本論の調査にあたっては、神戸女子大学名誉教授田中久夫先生、龍谷大学非常勤講師簗元晶先生にご同行いただきました。また、地元の方にも大変お世話になりました。ここに記して感謝の意を申しあげます。

【別表】 嘉永六年（1853）の「雨乞い」の様子（『葛城峰宝仙山萬覚書』より）

月	日	内 容
4月		だんだん旱魃
5月	14～16日	葛城山へ日参り
	15～16日	夕立
	17日	田植えができた
	18日	大雨
	19日～	少しの夕立もなかった
6月	中旬	
	26日	五ヶ之庄（五箇荘）の役人が相談して雨乞いをするようになった
	27日	庄内の役人と神主が葛城山に登り、7日間雨乞いをするようになった
	28日	御郡代が雨乞いのため葛城山に参詣
	29日	御用人が雨乞いのため葛城山に参詣
	晦日	御代官が雨乞いのため葛城山に参詣 五ヶ之庄（五箇荘）の氏子一統も登山し、御千度参りをした
	朔日	地方奉行が参詣
	3日	塔原村、蕎原村、相川村庄屋3人が岸和田へ呼び出され、5日から7日間、葛城山にて雨乞いをするよう命じられた
	4日	八ツ時頃夕立があったので、五ヶ之庄（五箇荘）の村人は登山し、降雨の御礼と雨乞踊りを奉納した
	5日	雨乞のため諸道具を庄内の人足36人で運びあげ、村役人と神主は山籠りをはじめた
	6日	御年寄役が参詣し、水戸様のご逝去されたので、11日まで雨乞踊りを停止するよう命じた
	8日	御郡代が参詣
	9日	御代官が参詣
	10日	地方奉行が参詣
		国中の所々に夕立 (今日国中之内所々夕立致し候尤信心之薄き村方之分は甚夕立少し尚又一心に参詣致候村方之分は大夕立也)
	12日	雨乞いを追願
	13日	八ツ時頃大夕立
	14日	少し夕立があった。礼踊りのため笠を揃える
	15日	五ヶ之庄（五箇荘）の村民が残らず登山し、礼踊りを奉納
	16日	八ツ時頃に夕立
	17日	五ヶ之庄（五箇荘）村々登山し、雨乞踊り
	18日	近日夕立の御礼として参詣
	19日	年寄役が参詣
	20日	五ヶ之庄（五箇荘）の一カ村ずつ登山し、御礼と雨乞踊りを1日1ヶ村ずつにて5日間奉納
	24日	庄内から100人山籠り

7月	25日	五ヶ之庄(五箇荘)氏子一統登山し、山籠り
	27日	暁八ツ時から御殿様(藩主)が葛城山へ供廻り100人ほど連れて参詣 少々夕立
	28日	五ヶ之庄(五箇荘)の氏子が残らず登山し、礼踊りを奉納 村々の庄屋・年寄らも麻裃着用にて葛城山に参詣
8月	1日	五ヶ之庄(五箇荘)の村々の各家から1人ずつ参詣
	2日	潤雨の夕立
	3日	夕立があったので、塔原村と蕎原村の庄屋が雨乞の中止を代官所に伺ったが、まだ十分の雨が降っていないので、引き続き雨乞をするように仰せつけられた。また、昨日の潤雨の御礼として龍王社鏡餅を奉納するように命じられた
	4日	早朝に鏡餅三重を龍王社へ奉獻 鏡餅一重を城へ差し上げる 土生滝村の雨降明神(意賀美神社)へも鏡餅を奉獻
	6日	御代官が参詣
	7日	少し雨
	9日	東谷三ヶ村塔原村より跣参り
	10日	西谷式ヶ村蕎原村より跣参り
	11日	御郡代が参詣
	12日	昼雨天夜大雨大風
	14日	葛城山雨乞いの停止
	15日	五ヶ之庄(五箇荘)から39人の人足がでて、雨乞の諸道具を山からおろした
	11月	8日



地図

(この地図は、国土地理院「岸和田」1/50000をもとに作成したものである)